

住民から持ち込まれた大量の「使用済小型電子機器等」

小型家電無償回収の状況（あすたむらんど駐車場）



宅配業者による「使用済小型電子機器等」回収に係る課題と検討

-「再委託禁止」の合理性及び緩和の必要性・許容性について-

➤ 再委託禁止の趣旨（廃棄物処理法）

産業廃棄物⇒再委託は原則禁止（第14条第16項）

- 産業廃棄物の適正処理のため、遠隔地の処分場へ運搬する場合あり [必要性]
- 排出事業者の責任が明確に認められれば、排出事業者責任は確保される [許容性]

根拠

一般廃棄物⇒再委託は例外なく禁止（第7条第14項）

- 一般廃棄物の処理は市町村の業務（第6条の2第1項）
- 一般廃棄物は生活に密着したものであり、同一市町村内という狭い範囲で完結するのが一般的

根拠

宅配事業における「協力会社」への再委託の可否

| 項目 | ①立法経緯 | ②2024年問題 | ③伝票による管理 |
|----|---------------------|-------------------|------------------|
| 検討 | 広域回収推進 ⇒必要性あり | 長距離運送困難 ⇒必要性あり | 適正処理担保 ⇒許容性あり |
| 結論 | 再委託の必要性と許容性あり→再委託可能 | | |

➤ 検討事項

① 立法経緯（小型家電リサイクル法）

伊藤哲夫環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（当時）の趣旨説明における国会答弁（H24.7.27）

- 広域的かつ効率的に開始することで、採算性を確保しつつ再資源化を行うことを目指している
- 使用済み小型電子機器等の収集を行おうとする区域はある程度広域でなければならない
- 複数都道府県にまたがる必要はある

② 2024年問題

「2024年問題」とは

- ドライバーの時間外労働時間が年間960時間に制限
- その結果、一人当たりの走行距離が短縮
- 長距離運送ができなくなる等の懸念あり

③ 伝票による管理

- 宅配事業では伝票により配送物の管理を徹底
- あわせて、電子端末による配送物の現状把握が可能